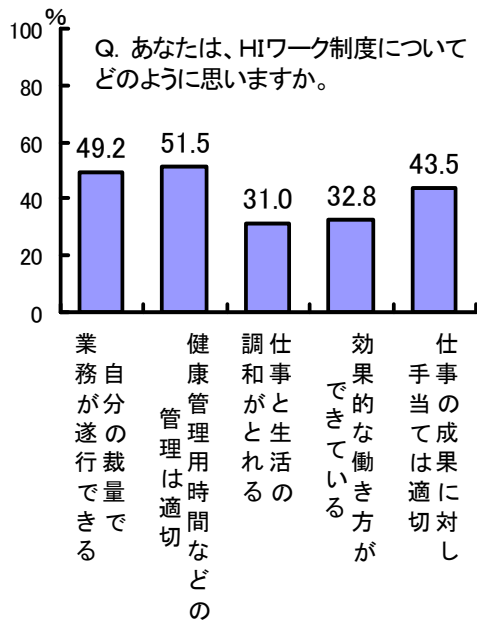


労働時間短縮を実効あるものにするには 過労死を生む36協定の改定を



組合員の約5割がHIワーク対象者です。HIワークは「働き方を本人の裁量に大きく委ねる」としていますが、HIワーク手当で分をはるかに超える長時間労働を強いられてるのが実態です。HIワーク適用除外時間「月100時間」を引き下げることが必要です。

HIワークの適用除外時間の引き下げ

長時間労働を改善するには、
① 残業負担が大きい職場の人員を増やすことが、根本的な解決です。
② 業務量で労働時間を決めるのではなく、労働時間で業務量を決めることが必要です。
③ 労働時間の36協定を、厚生労働省告示第一五四号の限度時間である年間三六〇時間に改定することです。

適正な人員の配置と36協定の改定を

日立労組の場合、年90時間（下表）となっております。日立労組と会社は、時間外労働時間の協定（サブロク協定）を結んでいます。この協定は、労働基準法三十六条に基づく協定で、会社が労働者に就労させても違反とならない時間外労働時間の限度を協定しています。

日立労組の場合、年90時間（下表）となっております。日立労組と会社は、時間外労働時間の協定（サブロク協定）を結んでいます。この協定は、労働基準法三十六条に基づく協定で、会社が労働者に就労させても違反とならない時間外労働時間の限度を協定しています。

日立労組の場合、年90時間（下表）となっております。日立労組と会社は、時間外労働時間の協定（サブロク協定）を結んでいます。この協定は、労働基準法三十六条に基づく協定で、会社が労働者に就労させても違反とならない時間外労働時間の限度を協定しています。

36（サブロク）協定に矛盾が

日立労組は、「時間外労働時間が40時間を超えない働き方をめざす」としています。しかし、一部の従業員に極度の残業負担の集中が続いているなど、長時間労働の改善は進んでいません。

日立 懇

＜発行＞2010年10月号

＜日立・勝田地区版＞

日立関連労働者懇談会

★最寄の連絡先 090-8747-6239（馬場）

〒108-0073 東京都港区三田3-2-20

（電機労働者懇談会気付）

TEL (03) 3455-6006 FAX (03) 3451-3595

http://www.hitachikon.net

Eメール info@hitachikon.net



日立の時間外労働「36協定」届出時間

期間	1日	1ヵ月	1年
36協定時間	-	150時間	900時間
厚労省通達	13時間	45時間	360時間

